

宅建朝から1問 宅建業法 重要事項の説明 宅建 H23-32-3 <<#937>>

【問】

宅地建物取引業者が行う宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項の説明に関する次の記述につき、正誤を付けよ。

建物の売買の媒介を行う場合、当該建物が宅地造成等規制法の規定により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨を説明しなければならないが、当該建物の貸借の媒介を行う場合においては、説明する必要はない。なお、説明の相手方は宅地建物取引業者ではないものとする。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 重要事項の説明【宅建★入門】

	記載事項	売買・交換	宅地の貸借	建物の貸借
①	土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨	○	○	○
②	造成宅地防災区域内にあるときは、その旨	○	○	○
③	津波災害警戒区域内にあるときは、その旨	○	○	○
④	水害ハザードマップにおける所在地	○	○	○

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

直前期に効率的に学習したい ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>